

令和 4 年 5 月 25 日

## 動物用医薬品スルファチアゾールについての食品安全基本法 第 24 条に基づく意見聴取について

### 1. 経緯

動物用医薬品スルファチアゾールについては、平成 19 年 3 月 19 日付けで食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づき、食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）について貴委員会の意見を求めていたところである。意見聴取に当たっては、当時、JECFA 等のリスク評価機関でデータ等の不足から評価できないとされていたこと、国内において、動物用医薬品としての使用（食品として供される農畜水産物の生産における使用をいう。）があったこと等から、本成分について、貴委員会に対して、優先的なリスク評価を依頼していたが、当省において、リスク評価に必要なデータ等を入手できておらず、リスク評価が完了されていない。

一方で、これまでに、国内においては、本成分を有効成分とする動物用医薬品の承認は整理されており、現在、生産現場での使用は想定されない。また、米国等の海外の主要国においても、承認の取消しや残留基準の削除がなされる等、現在、本成分が残留する食品が国内で流通する可能性は低く、残留基準を維持する必要性はないと考えられる。

### 2. 意見聴取

上記の経緯等を踏まえ、今般、本成分の評価依頼を取り下げるとともに、残留基準を削除することについて、食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づき、食品安全委員会に意見を聴取する。

なお、本成分については、現在、牛、豚、鶏等の食品に対して、残留基準が設定されているが、合成抗菌剤であるため、残留基準を削除した場合には、食品、添加物等の規格基準に基づく「含有してはならない」の規定が適用されることとなる。その結果、現状より厳しいリスク管理に変更することから、リスクが高まることはないと考えられる。

### 3. 今後の予定

本成分に関する食品安全委員会の意見を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において、残留基準の削除について審議を行う。